別表2－2　1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の評価基準

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
1 保育に従事する者の数及び資格	(1) 保育に従事する者の数 原則として施設内の開所時間について常時２人以上 ただし、保育士、看護師(保健師又は助産師を含む。以下同じ。)または家庭的保育研修修了者である場合は、乳幼児の数が３人以下までは１人の配置可 〔考え方〕 どの時間帯も必要な保育従事者数が配置されていることが必要	保育従事者の必要数の算出 常時、複数の保育従事者が配置されているか。 (保育士、看護師、家庭的保育研修修了者が従事している時間帯であって乳幼児の数が３人以下の場合は除く。)	・ 入所児童の在籍時間帯に１人勤務の時間帯がある。		○
	(2) 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者を「有資格者等」という。	保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者が１人以上配置されているか。	・ 有資格者等が１人もいない。		○
	(3) 保育士の名称	保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・ 左記の事項につき、違反がある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(1) 保育室の面積等	a 乳幼児の保育を適切に行うことができる広さか。	・ 乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ(9.9㎡以上)が確保されていない。		○
		b 調理設備は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	・ 調理設備(施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能)がない。		○
			・ 調理設備が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。		○
			・ 区画はあるが、扉が閉められていない等、運用面の注意を要する。	○	
			・ 衛生的な状態が保たれていない。		○
	(2) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。 ※ 原則として、保育室は１階以上に設けること。	・ 窓等採光に有効な開口部がない。		○
			※ 建築基準法第28条第１項及び同法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の7分の1以上であることが望ましい。		
			・ 採光が不十分である。	○	
		b 換気が確保されているか。	・ 窓等換気に有効な開口部がない。		○
			※ 建築基準法第28条第２項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の１以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。		
			・ 換気が不十分である。	○	
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせていないか。	・ 同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせることがある。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
2 保育室等の構造設備及び面積	(3) 便所 a 便所の有無	便所は、原則として当該施設内にあって専用のものであるか。 施設外共同使用の場合は、通常の使用に特に支障がないと判断できるか。 ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	・ 便所がない。		○
	b 便所に専用の手洗い設備の設置 便所と保育室及び調理室(調理設備を含む。)との区画 便所の安全な使用の確保	(a) 便所には専用の手洗い設備が設けられているとともに、衛生的に管理されているか。	・ 専用の手洗い設備が設けられていない。 ・ 手洗い設備が設けられているが不適切である。 ・ 手洗い設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど)	 ○ ○	○
		(b) 児童が安全に使用するのに適当なものであるか。	・ 児童専用の便所がない。 (便器のサイズ児童用)		○
		(c) 便所は保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画され衛生上問題がないか。	・ 便所が、保育を行う部屋及び調理設備が設けられている部屋と区画されていない。 ・ 便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)	 ○	○
3 非常災害に関する措置	(1) 〔考え方〕 保育室等が2階以上にある場合であっても、指導監督基準4による評価ではなく、本基準により評価を行うものとする。 a 消火用具の設置	(a) 機能が有効な消火用具が設置されているか。	・ 消火用具がない又は消火用具の機能が失効している。		○
		(b) 設置場所は火気使用場所のそばであり、かつ通行又は避難並びに用具の性能に支障がないか。	・ 設置場所が不適切である。	○	
		(c) 職員全員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・ 消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
3 非常災害に関する措置	b 非常口の設置	(a) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。 ※ 2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要になる。(出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。) 保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保すること。	・ 非常口が1か所のみである。 ・ 設置箇所が不適切である。 ・ 非常口は2か所あるが、適切な退避用経路が確保されていない。		○ ○ ○
		(b) 非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備の機能を妨げていないか。	・ 非常口の機能に不備がある。	○	
	(2) a 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定	災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画(消防計画)が作成されているか。 ※ 都及び区が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成すること。 ※ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)についても策定するよう努めること。	・ 具体的計画(消防計画)を作成していない。 ・ 具体的計画(消防計画)の内容に不備がある。 ・ 事業所防災計画を作成していない。 ・ 事業所防災計画の内容に不備がある。	 ○ ○ ○	○
	b 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 ※ 震災に対する訓練も取り入れることが望ましい。	・ 訓練が1年以内に1回も実施されていない。 ・ 訓練が毎月1回以上実施されていない。 (保育室が3階以下にある施設) (保育室が4階以上にある施設) ・ 訓練内容が不適切である。 ・ 訓練記録が整備されていない。 ・ 訓練記録が不十分である。	 ○ ○ ○	○ ○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育内容	(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	保育内容の工夫 a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。	左記b～dの事項を満たしていること。(実際の指導等は、b～dの事項について、それぞれ実施する。)		
		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランス良く組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。 (a) 乳幼児の日々の生活リズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。	・ デイリープログラム等が作成されていない。		○
			・ 保育日誌が作成されていない。	○	
		(b) 必要に応じ入所乳幼児に入浴または清拭をし、身体の清潔が保たれているか。	・ 汚れたときの処置が不適当である。	○	
			・ 24時間保育で3日以上継続入所児童に入浴・清拭がされていない。	○	
		(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。	・ 外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児) (週3回以下)		○
			(週4回以上6回未満)	○	
		(d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・ 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) (週3回以下)		○
			(週4回以上6回未満)	○	
		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。	・ テレビやビデオを見せ続けている。	○	
			・ 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。	○	
		d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	・ 遊具が全くない。		○
			・ 遊具につき、改善を要する点がある。 (例) 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生的に問題がある等	○	
			・ 大型遊具を備える場合に、安全性に問題がある。		○
	(2) 保育従事者の保育姿勢等 a 保育従事者の人間性と専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。	・ 施設内研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていない。	○	
			・ 外部研修等への参加が全くない。	○	
		(b) 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・ 保育所保育指針の理解に努めていない。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育内容	b 児童の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的、心理的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないよう、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・ 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。		○
	c 児童相談所等の専門的機関との連携	入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・ 不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。 ・ 対応が不十分である。	 ○	○
	d 保育士の任命	保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、データベースを活用するとともに、任命又は雇用する保育士について、当該保育士が児童生徒性暴力を行ったと思料するときは、速やかにその旨を葛飾区に報告しているか。	・ 必要な措置を講じていない。 ・ 必要な措置が不十分である。	 ○	○
	(3) 保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	〔3歳児未満〕(原則として連絡帳) (a) 連絡帳は毎日記入されているか。 ※ 連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入すること。	・ 連絡が行われていない。 ・ 連絡帳が作成されていない。 ・ 連絡状況が不十分である。	 ○ ○	○
		〔3歳以上児〕(口頭連絡でも可) (b) 連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。 ※ 保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。	・ 連絡が行われていない。 ・ 連絡状況が不十分である。	 ○	○
	b 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・ 緊急連絡表が整備されていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
4 保育内容	c 保育室の見学	保護者や利用希望者から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	・ 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	○	
5 給食	(1) 衛生管理の状況 a 調理設備、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	(a) 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌しているか。	・ 使用するごとによく洗っていない。十分な殺菌または滅菌が行われていない。		○
		(b) 調理設備が清潔に保たれているか。 (c)調理方法が衛生的であるか。 (d)配膳が衛生的であるか。	・ 調理設備が汚れている。残飯等が放置されている。 ・ 衛生的配慮が不十分である。	○	○
		(e) 食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。	・ 共用されることがある。	○	
		(f) 原材料、調理済み食品(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。)について腐敗、変質しないよう冷凍または冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	・ 冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。		○
	(2) 食事内容の状況 a 乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容	(a) 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 (b) 健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容か。	・ 配慮されていない。		○
		〔市販の弁当(仕出し弁当も含む。)等の場合〕 (c) 乳幼児に適した内容であるか。	・ 配慮されていない。		○
		(d) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。 また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・ 乳児に対する配慮が適切に行われていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
5 給食	b 献立に従った調整	食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえた変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 ※ 仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。	・ 献立が作成されていない。 ・ 献立の内容が不適当である。 ・ 献立に従った調理が適切に行われていない。	 ○ ○	○
6 健康管理・安全確保	(1) 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者から乳幼児の状態の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	 ○	○
		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。 保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・ 十分な観察が行われていない。 ・ 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。		○ ○
	(2) 乳幼児の発育チェック	身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・ 基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・ 基本的な発育チェックを毎月行っていない。	 ○	○
	(3) 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所(利用開始)時及び１年に２回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施	a 入所(利用開始)時の健康診断 乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用開始)時の健康診断はなるべく入所(利用開始)決定前に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。	・ 入所(利用開始)時の健康診断が実施されていない。 ただし、保護者からの健康診断結果(４か月以内に検診を受診しているものに限る。)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。		○
		b １年に２回の健康診断が実施されているか。(おおむね６月毎に実施) ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し(おおむね６月以内の乳幼児健診の記録)の提出を受けること。	・ 全く実施されていない。 ・ １年に１回しか実施していない。 ・ 健康診断の未実施者がいる。 ・ 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	 ○ ○ ○	○
		c 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。	・ 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が作成されていない。 ・ 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分である。	 ○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 健康管理・安全確保	(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき採用時及び１年に１回実施しているか。	・ 実施されていない。 ・ 実施されているが未実施者がいる。 ・ 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	○ ○	○
		b 調理、調乳に携わる職員には、月１回検便を実施しているか。	・ 実施されていない。 ・ 月１回の検便が実施されている状況にない。	○	○
	(5) 医薬品等の整備	必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	・ 左記の最低必要な医薬品、医療品がない。 ・ 整備内容が不十分である。	○	○
	(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・ 対応が適切ではない。		○
		b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・ 治癒の判断を専ら保護者に委ねている。	○	
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・ 対応が適切でない。	○	
	(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・ 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。		○
		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・ 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。 ・ 午睡チェック表を作成していない。 ・ 午睡チェック表の記録が不十分である。	○	○ ○
		c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・ 保育室内で喫煙している。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 健康管理・安全確保	(8) 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・ 安全計画が策定されていない。		○
			・ 安全計画の内容が不十分である。	○	
			・ 保育室その他乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。		○
			・ 配慮が不十分である。 (例) 危険物が置かれている、書庫等が固定されていない、落下物がある、コンセント類が危険など	○	
		b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。	・ 職員に対し、安全計画について周知されていない。		○
			・ 安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。		○
			・ 安全計画に定める研修及び訓練の実施が不十分である。	○	
		c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。		○
		d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。	・ 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設備がない。		○
		e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	・ 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。		○
			・ 監視に専念する配慮が不十分である。	○	
		f 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーある児童については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	・ 誤嚥等による窒息リスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある児童に配慮した食事の提供を行っていない。		○
			・アレルギー疾患への対応が不十分である。	○	
		g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。	・ 定期的な点検が行われていない。		○
			・ 点検が不十分である。	○	
		h 不審者の立入防止などの対策や、緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	・ 囲障はあるが、施錠等が不十分である。	○	

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 健康管理・安全確保	(8) 安全確保	i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・ 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。		○
		j 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれらと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有していないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてiに定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。	・ 当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。 ・ 児童の降車の際に当たり、園児の所在確認を行っていない。		○ ○
		k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練(119番通報等の訓練)を定期的に実施しているか。	・ 救命講習を過去３年以内に受講した保育従事者がいない。 ・ 関係機関への緊急通報訓練が１年以内に１回も実施されていない。		○ ○
		l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。		○
		m 事故発生時には速やかに当該事実を区に報告しているか。 ※ 死亡事故、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、令和６年３月22日付こ成安第36号「教育・保育施設等における事故の報告等について」により報告を行うこと。	・ 報告が行われていない。		○
		n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	・ 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。		○
		o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・ 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。		○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
6 健康管理・安全確保		p　園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。 （保育士、看護師、家庭的保育研修修了者が従事している時間帯であって乳幼児の数が３人以下の場合は除く。） ※　バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に１名以上職員が同乗することが望ましい。	・園外保育時に、複数の保育従事者が対応していない。	○	
7 利用者への情報提供	(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a　設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b　建物、その他の設備の規模及び構造 c　施設の名称及び所在地 d　事業を開始した年月日 e　開所している時間 f　提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及び理由 g　入所定員 h　保育士その他の職員の配置数又はその予定 i　設置者及び職員に対する研修の受講状況 j　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 k　提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 l　緊急時等における対応方法 m　非常災害対策 n　虐待の防止のための措置に関する事項 o　設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	・全く掲示されていない。 ・左記ａ～ｏの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分である。 ・「ここｄeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 ・「ここｄeサーチ」に左記ａ～ｏの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分である。	 ○ ○	○ ○
	(2) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・適切な説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容が不十分である。	 ○	○
	(3) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c　施設の名称及び所在地 d　施設の管理者の氏名 e　当該利用者に対し提供するサービスの内容 f　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g　提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h　利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・書面等により交付されていない。 ・左記ａ～ｈの事項につき交付内容が不十分である。	 ○	○

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準		
			評価事項	判定	
				B	C
8 備える帳簿	(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、履歴、採用年月日等が確認できる書類があるか。 b 各職員の勤務の時間毎の割り振り(シフト、ローテーション)が確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類(出勤簿等)があるか。	・ 確認できる書類が備えられていない。 ・ 整備内容が不十分である。	○	○
		c 労働基準法その他の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか。 ・ 労働者名簿(労働基準法第107条) ・ 賃金台帳(労働基準法第108条) ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	・ 左記の帳簿の整備状況が不十分である。		○
	(2) 在籍(利用)乳幼児に関する書類等の整備	在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる書類(※)があるか。 ※ 利用契約書、児童票、登園・降園の記録、出席簿等	・ 確認できる書類が備えられていない。 ・ 整備内容が不十分である。	○	○
	(3) 施設に関する書類	面積が確認できる施設の平面図があるか。	・ 確認できる書類が備えられていない。 ・ 内容が不十分である。	○	○
9 設置者の経営姿勢	(1) 保育に対する姿勢 入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。	保育従事者の確保や保育内容等に対して、利益を優先させていないか。 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する真に積極的な姿勢であるか。 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか。	・ 保育を行う者として不適切な経営姿勢である。 ・ 保育に対する姿勢が不十分である。	○	○